

## 日野市出産・子育て応援交付金事業 Q&A

### 【制度全体に関すること】

**Q1. 日野市の事業開始日はいつですか？**

A1. 令和5年3月1日です。

**Q2. この事業は今後も継続されますか？**

A2. 国や都の方針に基づき、必要に応じてホームページや広報などでお知らせしてまいります。

**Q3. 妊娠6~8か月頃のアンケート（面談）は必ず回答しなければならないのでしょうか？**

A3. 不安や悩みなどご相談いただき、安心して出産を迎えていただきたいと考えております。そのため、アンケートは回答をお願いいたします。なお、流産・死産された方の回答は不要です。

**Q4. 妊娠届出時及び出生届出後の面談は、対面での面談でなければいけないのでしょうか？電話などでもよいのでしょうか？**

A4. 国の方針としては、対面もしくはオンラインとしております。市としても対面（オンライン含む）での面談を実施してまいりますのでご理解のほどよろしくをお願いいたします。ただし、対面ができないやむを得ない事情がある場合は、子ども家庭支援センター母子保健係までご連絡をお願いいたします。

### 【出産応援ギフト・子育て応援ギフト両方に係る内容】

**Q1. 支給対象と思われますが、どうすれば出産・子育て応援ギフトはもらえますか？**

A1. ホームページにある「申請方法」をご確認ください。

**Q2. 支給対象と思われますが、通知などがまだ届かない場合、どうすればよいのでしょうか？**

A2. 恐れ入りますが、子ども家庭支援センター母子保健係（042-843-3663）までご連絡をお願いいたします。

**Q3. ギフトは、どのような内容でしょうか？**

A3. ベビー服や雑貨、ミルク、おむつ、キッチン家電、おもちゃなどとなります。  
※商品は変わることがあります。

**Q4. 申請しましたが、ギフトカードはいつ届きますか？**

A4. ギフトカードの準備が整い次第、順次郵送します。申請後2か月以上届かない場合は、お手数ですが、子ども家庭支援センター母子保健係までご連絡をお願いいたします。

**Q5. ギフトカードが郵送されてきましたが、受け取れず、郵便局の保管期間を過ぎてしまいました。どうすればよいのでしょうか？**

A5. 郵便局での保管期間以降は、子ども家庭支援センター母子保健係で保管しております。お手

数ですが、子ども家庭支援センター母子保健係までご連絡の上、日野市生活・保健センターまでお越しください。

**Q6. ギフトカードの申請期限はいつまでですか？**

A6. ホームページにある「申請方法」をご確認ください。

なお、やむを得ない事情（災害や入院、児が施設入所中だったなど）で通常の申請期限を過ぎてしまった場合は、その期間が終了した後3か月以内に申し込みをお願いいたします。

また、その際は子ども家庭支援センター母子保健係にご相談をお願いいたします。

**Q7. ギフトカードの初回登録はいつまでにすればよいでしょうか？**

A7. ① 令和4年4月～令和5年3月までに出産した方

→令和5年10月1日まで**令和6年9月30日まで**

② ・令和4年4月～令和5年3月までに妊娠し、4月以降出産予定の方

・令和5年4月以降に妊娠または出産した方

→令和7年9月30日まで

**Q8. ギフトカードでの注文はいつまでにすればよいでしょうか？**

A8. 初回登録後、6か月以内に注文をお願いいたします。

**Q9. ギフトカードを初回登録前に無くしてしまった場合どうすればよいでしょうか？**

A9. 子ども家庭支援センター母子保健係までご連絡をお願いいたします。市にて無効化処理及び再発行の手続きを行います。

**Q10. ギフトカードを初回登録後に無くしてしまった場合どうすればよいでしょうか？**

A10. コールセンターへご連絡をお願いいたします。 TEL 0120-922-283

**Q11. 出産応援ギフトと子育て応援ギフトと一緒に届きました。それぞれ登録し、5万円相当分ずつ使用する必要があるのでしょうか？**

A11. どちらかのギフトで1回登録するとマイページが作成されます。マイページ上で手続きを行うと両方のギフトが合算した状態で使用できます。なお、令和4年度中に出産した方を対象に送付される赤ちゃんファースト（ピンク）とは合算できません。ご注意ください。

**Q12. 妊娠の届出時に出産応援ギフト、出生後に子育て応援ギフトとそれぞれ別々に支給せず、出産後にまとめて（10万円相当として）支給できますか？**

A12. それぞれのギフトの活用方法が異なり、まとめて支給しておりません。ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

**Q13. 多胎児を妊娠、出産した場合、出産・子育て応援ギフトはそれぞれいくら支給されますか？**

A13. 出産応援ギフトは、「妊婦」1人当たり5万円相当、子育て応援ギフトは、「子ども」1人あたり5万円相当がそれぞれ支給されます。

**Q14. DV等で特別な事情で住民票がない自治体で生活している場合、どちらの自治体で出産・子育て応援ギフトが支給されますか？**

A14. 避難先の自治体での支給となります。避難先の自治体へご連絡をお願いいたします。

**Q15. 海外で妊娠または出産をしました。対象となりますか？**

A15. 日野市で妊娠の届出をした場合は、出産応援ギフトの対象となりますが、海外で妊娠し、そのまま海外でご出産された場合は、出産応援ギフトの対象外となります。

一方、海外で出産後、対象児童が3歳に達する前に日野市に住民登録があり、かつ申請、面談を受けた場合は子育て応援ギフトの対象となります。

**Q16. 令和4年4月以降、事業開始日（令和5年3月1日）前に妊娠しましたが、対象となりますか？**

A16. 対象となります。

**Q17. 事業開始日（令和5年3月1日）前に、日野市を転出しました。この場合はどちらで申請したほうが良いでしょうか？**

A17. 転出先の自治体において支給となります。転出先の自治体にご相談をお願いいたします。

**Q18. 日野市で申請をし、面談も受けましたが、ギフトカードの支給前に転出する予定です。どうすればよいでしょうか？**

A18. 申請と面談の両方を日野市で行った場合は、日野市で支給いたします。

面談のみ日野市で受け、申請はまだの場合、日野市または転出先の自治体のどちらか一方での支給が可能です。子ども家庭支援センター母子保健係までご相談ください。

### 【出産応援ギフトに関すること】

**Q1. なぜ妊婦面接を受けないと、出産応援ギフトは受け取れないのでしょうか？**

A1. 妊婦面接は、妊娠の届出及び母子健康手帳を交付する妊婦の方全員に受けていただいております。保健師や助産師へご相談していただくことで、妊娠・出産・子育てに関する不安軽減を図るとともに、安心して出産していただくものとなります。また、別にプレゼントしております『育児パッケージ』の要件にもなっております。ご協力をお願いいたします。

**Q2. 出産応援ギフトはいつもらえますか？**

A2. 妊娠の届出の窓口にて、申請及び妊婦面接終了後に職員が直接妊婦の方へお渡しいたします。

**Q3. 妊娠の届出をしていない、妊婦健診を受けていないまま出産しました。出産応援ギフトは支給対象となりますか？**

A3. 原則対象となりません。届出できなかった、妊婦健診を受けられなかった特別な事情がある場合は、子ども家庭支援センター母子保健係までご連絡をお願いいたします。

## 【子育て応援ギフトに関すること】

**Q1. 出生届出後の面談は、いつまでに受けないといけないのでしょうか？また、面談をしないと子育て応援ギフトはもらえないのでしょうか？**

A1. 面談実施期限は、生後4か月以内となります。出生後、直近の面談が新生児訪問となるため、母子健康手帳交付時にもらった「赤ちゃん訪問届（黄色ハガキ）」をポストに投函してください。

赤ちゃん訪問は、保健師や助産師がご家庭に伺い、母子の健康状態を確認するほか、新生児期の育児指導などを行います。その他、産後のメンタルヘルスケアも行い、育児の不安軽減を図るために実施しています。ご理解とご協力をお願いいたします。

**Q2. 子育て応援ギフトはいつもらえますか？**

A2. 出生後、申請に関するご案内通知を郵送します。通知にある二次元コードを読み取り、申請を行い、かつ、赤ちゃん訪問等での面談の実施が確認できたら、ギフトカードを郵送します（簡易書留）。両手続き完了後2か月以上届かない場合は、お手数ですが、子ども家庭支援センター母子保健係までご連絡をお願いいたします。

**Q3. 里帰り出産し、赤ちゃん訪問も里帰り先で受けます。子育て応援ギフトはどの自治体で支給されますか？**

A3. 住民票のある日野市で支給することとなります。ただし、原則として、赤ちゃん訪問等の面談は住民票のある日野市で実施する必要があります。諸事情により里帰り先で赤ちゃん訪問等を受ける場合は、子ども家庭支援センター母子保健係までご連絡をお願いいたします。

**Q4. 里親や養親は子育て応援ギフトの対象となりますか？**

A4. 対象となります。ただし、施設入所の場合は、その施設は支給対象外となります。

## 【東京都出産応援事業（～令和4年度）／東京都出産・子育て応援事業（令和5年度～）に関すること】

**Q1. 令和4年度までは10万円相当をもらっていたようですが、令和5年度も同様に10万円相当をもらえますか？**

A1. 令和5年度からは国の事業と合わせて出産後10万円相当になります。そのため東京都出産・子育て応援事業分に関しては5万円相当となります。

**Q2. 申請は必要ですか？**

A2. 都独自事業に対する申請は不要です。ただし、令和5年度以降は、日野市出産・子育て応援交付金事業の「子育て応援ギフト」の申請及び赤ちゃん訪問等の面談実施が条件となります。

**Q3. ギフトカードはいつもらえますか？**

A3. 日野市出産・子育て応援交付金事業の「子育て応援ギフト（5万円相当）」に、都独自事業分（5万円相当）が加算されたギフトカード（計10万円相当）を郵送します（簡易書留）。「子育て応援ギフト」の申請及び赤ちゃん訪問等の面談実施後、2か月以上届かない場合は、お手数ですが子ども家庭支援センター母子保健係までご連絡をお願いいたします。

**Q4. 出生後、日野市に住民登録しており、出生届を出しましたが、面接を受けずに都外に転出しました。この場合は東京都出産・子育て応援事業の対象となりますか？**

A4. 令和5年度以降、東京都出産・子育て応援事業の支給対象は赤ちゃん訪問等の面談も含むため、面談を受けていなければ対象外となります。なお、転出先自治体によっては、子育て応援ギフトは対象となる可能性がございます。転出先の自治体にご相談ください。

#### 【流産や死産を経験された方に関すること】

大切なお子さまを亡くされたつらさは計り知れません。「少し話を聞いてほしい」などありましたら、子ども家庭支援センター母子保健係までご連絡ください。

また、東京都の相談窓口でもお話を伺うことができますので、ご自身のタイミングでご相談ください。

- ・赤ちゃんを亡くされたご家族のための電話相談 TEL 03-5320-4388
- ・不妊・不育ホットライン TEL 03-6407-8270

**Q1. 令和4年4月以降に出生し、事業開始日（令和5年3月1日）前に子どもが亡くなった場合も、出産・子育て応援ギフトの対象となりますか？**

A1. 両ギフトとも対象となります。通知が届いていない場合は、恐れ入りますが子ども家庭支援センター母子保健係までご連絡をお願いいたします。

**Q2. 令和4年4月以降、事業開始日（令和5年3月1日）前に妊娠しましたが、流産・死産してしまった場合、出産・子育て応援ギフトの対象となりますか？**

A2. 出産応援ギフトのみ対象となります。対象者には通知を郵送しますが、アンケートの回答は不要です。通知が届いていない場合は、恐れ入りますが子ども家庭支援センター母子保健係までご連絡をお願いいたします。

**Q3. 令和4年4月以前に妊娠し、令和4年4月以降に流産・死産となった場合、出産・子育て応援ギフトの対象となりますか？**

A3. 対象外となります。